【在学生向け】海外渡航に関する本学の方針について

令和2年2月24日通知 令和2年3月2日更新

中国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスによる肺炎が、感染症法で定める「指定感染症」に指定され、外務省では、中国湖北省及び中国浙江省温州市並びに韓国大邱広域市及び慶尚北道清道郡を感染症危険情報レベル3(渡航中止勧告)、中国全土を感染症危険情報レベル2(不要不急の渡航中止)に引き上げました。

ついては、本日現在における本学としての海外渡航等に関する方針を以下のとおり 定めましたので、通知いたします。

なお、感染症情報は刻々と変化しますので、最新情報を得るように努めてください。

1 海外渡航について

(1) 中国(香港、マカオ含む)への渡航について

中国湖北省及び浙江省温州市については、外務省の感染症危険情報レベルが 3 (渡航は止めてください。(渡航中止勧告))のため「渡航不可」、中国のその他の地域への渡航についても自粛するよう強く要請します。

(2) 韓国への渡航について

韓国大邱広域市及び慶尚北道清道郡については、外務省の感染症危険情報レベルが3(渡航は止めてください。(渡航中止勧告))のため「渡航不可」、韓国のその他の地域への渡航についても自粛するよう強く要請します。

(3) イランへの渡航について

イラン全土について感染症危険情報レベルが 2 (不要不急の渡航は止めてください)のため「渡航不可」とします。

(4) その他

外務省が、新型コロナウイルスに関連した日本からの渡航者・日本人に対する 各国・地域の入国制限措置等に関する情報をホームページで発信していますので、 最新の情報を収集するよう細心の注意を払ってください。

○外務省「日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入 国後の行動制限」

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

2 帰国・入国する場合

(1) 中国、韓国、イランから帰国・入国する場合、滞在した地域、日本への帰国・ 入国日、帰国・入国時点の健康状態(発熱・咳症状の有無、解熱剤、咳止めの服 用の有無) について、速やかに、本学の保健室に電話 (0836-88-4507) 又は電子 メール (hoken@admin.socu.ac.jp) にて報告をしてください。

- (2) 現地において発熱や咳等の症状が出た学生は、まず現地医療機関で受診をしてください。そして、受診結果について、速やかに保健室に報告をしてください。
- (3) 日本への帰国・入国時に発熱や咳等の症状がある場合には、必ず空港等の検疫官に自己申告を行い、また保健室にも報告をしてください。

3. 帰国・入国後について

- (1) 帰国・入国後、2週間は、発熱や咳等の症状がないか必ず経過観察(体調と体温の記録)をしてください。
- (2) 2週間は入念に体調の観察を行うとともに、やむを得ない場合以外は自宅に滞在してください。
- (3) 発熱・咳等の症状が出た場合には、医療機関には直接行かず、相談窓口又は管轄の保健所に相談のうえ、所属部局に報告をしてください。

4. 学生が新型コロナウイルスに感染した場合について

新型コロナウイルス感染症と診断された学生は、入院又は自宅療養(学生は登校禁止)となります。

なお、チューター及び保健室に必ずその旨を連絡してください。

療養後、治癒したと証明する主治医の診断書により、登校することとなります。

5 その他

体調に変化がある場合は、医療機関には直接行かず、相談窓口又は管轄の保健所に連絡のうえ、その指示に従うとともに、必ずチューター及び本学保健室(0836-88-4507) へ報告をしてください。

今後、状況に応じて変更がある場合がありますので、最新情報に注意をはらうようにしてください。

新型コロナウイルスに関し心配な事がありましたら保健室まで電話でご相談ください。

山陽小野田市立山口東京理科大学保健室電話 0836-88-4507 (内線 507)